

○議事日程 (平成二十五年十二月十九日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 田中敏弘

一 番 岩永義仁

二 番 長澤龍夫

三 番 大橋三男

四 番 三田正敏

五 番 吉田太郎

六 番 早崎百合子

七 番 野村永一

八 番 田中敏弘

九 番 松永民夫

十 番 皆川雅子

十一番 中村辰夫

十二番 岩瀬進

十三番 水谷久美子

○欠席議員
なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	西脇正博
教育長	並河清次
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉課長	高木久之
生活環境課長	柏淵裕昭
産業建設部長	川地豊己
産業建設課長	加藤敏博
産業建設課長	伊藤博文
産業建設課長	西脇和信
水道建設課長	安藤淳一
会計管理者兼会計課長	藤田実芳
教育委員会事務局長兼生涯学習課長	佐藤昌子
教育委員会総務課長	

教育委員会 伊藤 公一
スポーツ振興課長
消防 長 堀田 明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 山中 秀樹
議会議務局書記 川地 洋子
議会議務局書記 稲川 諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(田中敏弘君) おはようございます。

平成二十五年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから平成二十五年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(田中敏弘君) それでは日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、六番 早崎百合子君、七番 野村永一君を指名します。

○議長(田中敏弘君) 次に日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(田中敏弘君) 次に日程第三、町政一般に関する質問を行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。最初に、九番 松永民夫君。

○九番(松永民夫君) おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に基づき二点を質問いたします。

まず一点目の、ケアホームへの対応についてを質問いたします。私ども四年ほど前から、町内の知的障害者の親の会、また保護者からケアホームの設置の要望が高まってまいりました。

国は、今後入所施設はつくらない、むしろ閉鎖の方向にあります。県も、また入所施設の定員を一〇%減らす目標案を二年前に明示しました。自立生活可能な障害者をグループホーム、またケアホームといった地域生活に移行するのが狙いでありました。

ちようど二年前の十二月定例会で、私がケアホームの質問をしてから、大きく状況が変化しました。親の会、れんげの会の総会においても、二年前には岐阜のいぶき福祉会のパストラルいぶきの林所長の講演を聞き、また現地の視察もしました。また、昨年の総会においても、大垣のかわなみ作業所が、大垣市社会福祉協

議会が事業主体となってケアホームの設置をされるということで、水谷所長をお招きし、設立の経緯を聞き、かわなみケアホームを見学させていただきました。これらを契機に一気に機運が高まり、以後十カ所ほどのケアホームを、行政担当者、また町社協、保護者で研修視察を重ねてまいりました。

そんな中で、養老町も社会福祉協議会が事業主体となる確認がされ、町と社協で用地の貸与の話も進みました。

今年の総会では、大橋町長、日比住民福祉部長より養老町の障害者福祉についての講演をいただき、ケアホームの必要性を再認識いたしました次第であります。

親の会においても、ことし二月にケアホーム設立準備委員会を三十名ほどで立ち上げ、自己資金の確保に努力いたしました。その結果、十四名から各二百万円、合計二千八百万円、十五名から協力金という名目で二百九十万円、また社会福祉協議会での一般寄附金も十一月末現在で九十六件、七百五十万円を超えるお金が集まっております。自己資金の確保もできましたが、幾多の課題が残っています。

次の三点で質問をいたします。

一点目、今までの経緯と今後の予定について、二点目、国・県の補助金、そして自己負担金と建設予定金額の差額への対応はどのようにしていくのか。三点目、現在十四名の入所希望者がありますが、入所定員は十名のため、選考をどのように考えていくか。

以上を質問いたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 松永議員のケアホームへの対応についての答弁をさせていただきます。

まず、第一点目でございます。ケアホーム建設に向けての経過

と今後の予定についてでございます。

このケアホームへの対応につきましては、事業主体である社会福祉協議会がお答えすべきではございますけれども、これまで連携して進めてまいりましたので、経緯につきまして御回答をさせていただきます。

まず、ケアホーム建設に向けての経緯につきましては、平成二十年三月に障害者基本法に基づき策定いたしました養老町障害者計画の中で、障害のある人の地域での自立生活を推進するための施策として掲げ、さらに平成二十四年三月には障害者総合支援法に基づき策定いたしました養老町障害福祉計画におきまして、平成二十七年以降以降の町内ケアホームの開所を目指し、短期事業所の併設、また空床利用型事業所としての整備を促進することを計画に定めております。

養老福祉作業所保護者会及び障害者、障害児親の会からは、これまで保護者亡き後、障害者が一人になることへの不安が叫ばれており、さまざまな機会を通じて要望・意見を聞いてまいりました。

こうした状況下、平成二十四年二月二十八日に障害者（児）親の会が中心となって、ケアホーム設立準備委員会を立ち上げられ、町並びに社会福祉協議会も協議に加わった形で、十回を数える委員会や施設見学を重ねられ、利用者の意見・要望を取りまとめられたところでございます。

国が定める補助対象事業者で事業主体となる社会福祉協議会においては、要望に応えるため、平成二十四年八月二十一日にケアホーム建設及びショートステイ併設についての承認がなされたのを皮切りに、整備事業計画の具現化が一举に加速し、本年八月五日にはケアホーム（定員十名）にショートステイ（定員二名）を

併設する施設整備事業計画書を県に提出され、十月十六日には地域住民への建設説明会を町と共同で開催いたしたところでございます。

次に、今後の社会福祉協議会が進められる予定につきましては、今月中に社会福祉施設等施設整備補助金協議書を県に提出し、平成二十六年三月には県より国に協議が行われ、四月には施設従事者の募集、八月には国の補助対象の内示、九月には建設工事入札及び発注を行い、平成二十七年三月末までに工事を完了し、同年四月から事業所の開設をしていく運びであると聞き及んでおります。

次に、建設資金の現状、予算が不足した場合の対応ということでございますが、社会福祉協議会における建設資金の現状につきましては、予定整備費が約六千九百二十万円であり、その財源として県補助金が二千七百五十八万円、ケアホームについてが千九百万円、ショートステイについてが八百五十八万円でございます。ケアホーム設立準備委員会が集められた自己資金二千二百万円、一般寄附金七百五十万円の五千七百八万円で、不足する額千二百十二万円は社会福祉協議会と町が折半で負担していきたいと考えております。

なお、町負担となります補助金につきましては、平成二十六年度の予算に計上してまいりたいと考えております。

入所希望者が十名を超えた場合の選考ということでございますが、入所希望者の選考につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第百四十条第二項に「指定共同生活介護事業者は、利用申込書の入居に際しては、その者の心身の状

況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない」と定めておりますので、この基準に基づき、社会福祉協議会、施設従事者、町担当課、知的障害者団体等を構成員とする（仮称）ケアホーム入所者選考委員会を設置し、公正・公平な選考ができるような体制づくりを社会福祉協議会に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） ありがとうございます。

前向きな考えで、二十七年三月には開所予定ということでございますが、一番問題になるのは、先ほども言いました選考基準でございますし、また世話人の確保、生活支援員の確保、これが非常に大切だと思っておりますが、具体的に日比住民福祉部長から答弁をお願いしたいんですが、世話人、生活支援員の確保についての予定、どのような具体的な予定か。それから選考基準につきましても、なかなか十四名を十名にするということは、それぞれの保護者の考え方がございますので、そこでどのように具体的に対処していくのかをお答えいただければ幸いです。

○議長（田中敏弘君） 日比住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長（日比重喜君） ただいまの松永議員の質問にお答えをいたします。

まず、この世話人等の雇用の確保といいますが、人選についてでございますが、現在、福祉作業所のほうで勤務していただいている職員の方々とこれから十分協議を詰めさせていただいて、その上で、他の市町村の事業所の雇用状況、これらも参考にさせていただいて決めさせていただきたいなど、こんなふうな思っております。

それと、選考基準につきましては、他の事業所の状況を確認いたしましたわけですが、ほとんどのところがきちつとした基準を定めていないというのが現状でございます。それぞれの事業所において基準というものがきちつと決まっていないという形でございますので、これからやはりその実態に合わせた形で進めていくというのが基本であるかなと思っております。

さしずめ、他のところの状況を見えますと、一番大事であるのが、やはり入所される方が共同生活ができるかどうか、これが一番重要なポイントではないかなと思っております。そうした場合に何が必要かということは、それまでに共同生活になれるための体験をしていただく、これが一番重要であると思っておりますし、なおかつ、今保護者の方もそうした体制づくりといいますが、その辺を入所される予定の方については、そうした準備を進めていただくというのが大事であると思っておりますし、それが入所に際しての一番の基準になってくるのではないかなと、こんなふうに思っております。

以上でお答えとさせていただきます。

〔九番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 一点目の質問を終わりました、二点目のふるさと納税の活用についてを質問いたします。

ふるさと納税とは、在住、非在住を問わずに、任意の自治体、都道府県、または市町村に対して寄附した金額のうち二千円を超える部分について住民税と所得税から控除を受けられる制度です。例えば、寄附金一万円に対しては八千円の控除が受けられます。また、三万円の寄附であれば、二万八千円が控除の対象となるということです。

それぞれの自治体が知恵を出し、趣向を凝らし、多種多様なお礼の記念品を贈呈しています。私が調査いたしました養老町のふるさと納税の結果は、平成二十年度から二十五年度において、平成二十年が百五十四万円、二十一年が五万円、二十二年ゼロ、二十三年ゼロ、二十四年ゼロ、二十五年が十三万一千百八十八円、合計で百七十二万一千百八十八円です。全くふるさと納税、努力が見られません。

新聞で報道されていますが、けさもタイミングよく中日新聞にふるさと納税が報道されておりました。

長野県の阿南町においては、全国から集めたふるさと納税による寄附金が今年度分だけで一億五千万円に達する見込みであると発表がありました。この阿南町、長野県の小さな村であります。五千三百人余りの村であります。産業は農業というようなことでございます。同町は、これまでふるさと納税の寄附者にまちの特産品を送ってきましたが、昨年までの五年間で寄附金の総額が一千万円と伸び悩んでいたそうです。ところが、米の販売が低迷している中、今年度から農業支援に特化し、その仕組みを一新し、寄附金一万円に対して新米二十キロを贈るという企画で募集されたところ、全国から予想を上回る反響が寄せられたそうです。ふるさと納税こそまちづくりの起爆剤になると確信しております。

近隣においても、各務原市は六十以上の市内の企業等が提供する記念品が提供されております。これが、各務原市が提供している記念品のギフトであります。六十以上、本当に独自の記念品を贈っています。特にアクア・トト入場券、また日本ラインの夏祭り花火大会の観覧席とか、かかみがはら航空宇宙科学博物館のパスとか、長良川鵜飼いペア乗車券とか、本当に地域の活性化に努

力されております。

このふるさと納税は、総務省も積極的に活用を進めております。自治体の努力次第では無限の可能性があります。

ここで、岩永議員が若手の県内の市町村議員を集めて、十月十六日に本町において、東京のトラストバンクの社長を講師に招いて研修会が開催されました。寄附件数は、二十三年度に対して二十四年度は前年比対二十五倍、寄附金額は十倍に達しています。今年度、二十五年度はさらに増加しているとのことでした。全国で創意工夫してふるさと納税を活発に展開しています。本町の具体的な対策を、またこれからの取り組みについてを質問いたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ふるさと納税についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず現況につきましてですが、平成二十年四月三十日に公布された地方税法等の一部を改正する法律によりまして、所得税と個人住民税、それぞれの寄附金控除を利用して一定限度まで税額控除が可能となり、いわゆるふるさと納税制度がスタートいたしました。本町におけるふるさと納税の寄附金につきましては、先ほど議員が申されたとおりの現状でございます。

また、ふるさと納税の周知についてでございますけれども、受け付け開始当初に、広報「ようろう」平成二十年九月号に掲載したほか、町のホームページにも掲載し、現在も周知を行っている現状でございますが、本制度による寄附金は町総合計画に掲げる五つの事業の貴重な財源として活用されることから、養老町在住の方を初め、養老町外に住んでおられる方などに対しても広く周知を図っていく必要があると考えております。

寄附の拡充を図っていく対策の一つとして、現在、お礼の品などの贈呈品について検討しているところでございます。具体的内容については、一定金額（三万円）以上を寄附していただいた方を対象に、養老町の特産品、金額にして三万円から五万円をお贈りするということで、その特産品については、寄附者が選択できる方式を考えておるところでございます。今後、商品や協賛企業との選定などについては公募を行い、その中から養老町にふさわしい特産品、例えば飛騨牛、改元記念酒、農作物等を選んで、新年度においては所要の予算を講じたいと考えております。

また、養老町の寄附金制度の概要を広く周知していくため、現在のホームページでの周知を継続していくほか、関連サイトや広報養老への定期的な掲載や、現在町外に住んでいる方々が参加される行事（成人式など）においても周知していくなど、PR方法についても、いま一度検討する必要があると考えております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 答弁をいただきました。新年度予算に入れるということと、三万円以上で三万円から五万円のお礼の品をと、いうような答弁でございましたが、私はいろんなところのふるさと納税の記念品を調べさせていただきました。

これは、ふるさと納税という言葉ではありませんが、企業の営業であると考えておりますので、営業努力、これが最優先に来ると思います。まして、この事業については一万円いただいて一万円以上返すということは絶対ありません。その中で、いかに魅力ある品物を提供するか。三万円から五万円では、余りにも低過ぎると。先ほど言いました長野県の阿南町は、三万円でも米一

俵、これを十キロごとに分けて適宜お客さんのニーズに応じて、六回に分けて配送しているということでございます。三万円いただければ、米一俵一万五千円ですので、一万五千円残ります。また佐賀県の玄海町ですが、十万円の年間の寄附で毎月三万円程度の品物を十二カ月贈るといふような制度もしておりますので、これは全国各地競争に勝ったところがふるさと納税の金額をいかに集めるかだと思っております。どうか養老町もすばらしい提案をして、全国からふるさと納税を集めていただきたい、そのように思っております。

私は、そこで提案をいたします。

養老町に温水プール、町民プールがあります。あの利用者は町外の方が半数です。年間四千万を超える赤字を出しております。これを、近くの町村にふるさと納税という形で、一万円寄附していただいた方に五千円回数券を払えば、利用者もふえますし、まだ五千円は残ります。また、ゆせんの里、ここも非常に経営が厳しいような状況がこの間新聞に報道されましたが、これもいろんな各地からお客さんが来ております。ここを仮に一万円、二万円ふるさと納税をしていただいた方には五千円、一万円の入場チケットをお渡しする。また、養老公園の旅館も低迷しておりますが、こういう旅館の宿泊券、これもふるさと納税の対応にしていけば、地域の活性化が図られるものと思っておりますので、その点についても再度御答弁をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 貴重な提案をいただきまして、ありがとうございます。

ふるさと納税、一三〇〇年基金とあわせて、さまざまな方からも営業努力が足りないというお言葉をいただいておりますので、

来年度に向けてこういった基金を頂戴できるようなアイデア、それから営業を行っていききたいというふうに思っております。

先ほど例に例えられました温水プールの利用券、ゆせんの里の使用券等、今後考えて、ぜひとも来年度には全国のたぐさんの方々から御寄附をいただけるような魅力ある商品、またはサービスの提供をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔九番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 以上で、九番 松永民夫君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま議長より発言の許可をいただきまして、

したので、一般質問をさせていただきます。

テーマは二点ございますが、通告に従いましてまず最初に、養老町の将来人口についてをお伺いいたします。

本町では、平成二十三年三月に第五次総合計画が策定され、目標年度を東京オリンピックの開催年と同じ二〇二〇年度（平成三十二年）を目標に絆プランとして発表されております。その計画の中に、東京オリンピック開催年には養老町の人口が三万二千人と目標が設定されております。

国勢調査のデータによりますと、養老町の人口推移は、平成七年の三万三千六百九十四人をピークに減少し、平成十二年には三万三千二百五十六人、平成十七年には三万二千五百五十人、また平成二十二年には三万一千三百三十二人で、ことしの八月一日現

在では三万三百四十七人と報告されています。ピーク時に比べ、ことしの八月一日現在で三千三百四十七人も減少しています。平成十七年から二十二年までの増減率を見ても、養老町は三・七三％の減少でございます。

同じ条件で近隣の町を見えますと、輪之内町は六・五一％の増、池田町は一・七二％の増、大野町は〇・三三％の増、安八町は〇・一〇％の増であります。また、垂井町は一・三四％の減少、神戸町は三・六五％の減少、関ヶ原町に至っては六・〇六％の減少でございます。この西濃圏域の平均は一・六八％の減少であります。我が養老町は三・七％の減少で、関ヶ原町に次いで減少率が高いと、こう理解ができます。これでは、二〇二〇年度の目標にはほど遠い結果になってしまうと考えられますが、町長、いかがでしょうか。

少子・高齢化の社会現象下では人口減少もやむを得ないということではあります。人口増の輪之内町や池田町で何でふえているのかということになります。輪之内町や池田町では、転出者よりも転入者のほうが多いということであり、養老町では、転入者のほうがかなり少ないということになります。

このことから見ても、人口減少の歯どめ、特に転出者の防止策が必要と思われ、今現在のところ、特に養老町としては何の対策もとっておられないように思いますが、いかがでしょうか。ここで町長にお伺いをいたします。

絆プランの基本構想において、二〇二〇年度の人口目標設定が三万二千人とありますが、その算定根拠はいかがでしょうか。

また、絆プランの参考資料の中で二〇二〇年度の推計人口が最大でも二万九千四百三十四人、最少だと二万八千六百四十五人と減少の推計であります。人口減少の歯どめ策は、あるいは増加に

つながる対策の考えはいかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点のお答えをさせていただきます前に、本町についての人口減少に対する施策を少し述べさせていただきます。

これまでの人口減少に対する施策につきましては、子育て支援に重点を置いて取り組んでまいりました。特に乳幼児医療費の窓口負担の無料化や延長保育や一時保育など、保育サービスの充実を初め、預かり保育や留守家庭児童教室の実施など安心して子供を育てられるような環境整備に力を注いでまいりました。

また、出生率の向上に関しては、子供を望んでも恵まれな夫婦に対する経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療費の助成事業を昨年度よりスタートさせたことが上げられます。

このほか、東海環状自動車道路の延伸整備に合わせた道路交通網の整備を初め、安心して使用できる水道水の供給など、快適な住環境の整備を計画的に推進するとともに、養老公園を中心とした四季折々の養老の魅力を発信するイベントの実施により、観光客の増加に努めてまいりました。いわゆる魅力あるまちづくりでございます。

また、本年三月に取りまとめた新生養老まちづくり構想においても、養老改元一三〇〇年を迎える二〇一七年を目標年次に、さまざまな可能性を秘めた地域資源を活用して、ソフト・ハードの事業を総合的に展開することで、本町の産業振興や観光交流の拡大、ひいては移住・定住の促進に向けた地域づくりを推進することとしておりますことから、こうしたことも含めて、人口減少に対する施策を展開しているところでございます。

そこで、現在第五次総合計画の基本構想にございます二〇二〇年の目標人口が三万二千人と想定された根拠ということでございますけれども、第五次総合計画の目標人口を設定するに当たり、国勢調査人口の推移に基づいた将来人口の推計を行い、その結果を参考に、百人単位で概数化しました。ただし、この将来人口の推計値は、第五次総合計画の推進による政策効果を加味しているものではないことから、統計上の手法を用いて得られた結果というところでございます。

当然のことながら、計画の策定時においても、計画策定当時の直近の人口推移のデータをもとに、現実的な数字を計算に位置づけるというような議論があつたことは事実でございます。

東海環状自動車道を初めとした交通網の整備に伴う波及効果を初めとして、新たな定住促進への施策を計画的に実施することによって、町の活力を維持するために、今後も人口規模を堅持していくこととし、将来人口の目標値を三万二千人に設定したということでございます。

次に、今後の人口減少に対する増加につながる対策でございますけれども、今後の人口減少に対する対策についてでございますけれども、全国的な動向と同様に、少子・高齢化が避けられないことから、今後は転出を抑え、転入を促進して人口減少幅をできるだけ抑制するための定住促進のための対策を複合的に推進していくことが必要であると考えております。

また、養老町行政経営改革プランの重点取り組み項目としても少子化への対応促進を掲げていることから、重点的、集中的にスピード感を持って課題の解決に向けて取り組むこととしており、子ども・子育て支援計画の策定に合わせて、来年度中には取りまとめる予定をしております。

さらに、新生養老まちづくり構想に掲げるさまざまな施策を通じて、まずは観光交流人口を拡大し、本町に多くの方が訪れることで、また養老町に來たい、いつかは養老町に住んでみたいと思う人々をふやし、移住・定住の促進に向けて、他の先進市町の事例を参考にしながら、若年層や子育て世代にターゲットを絞ったPRに努め、人口の流入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、来年度には第五次総合計画の中間見直しの時期にあることから、人口減少に対する取り組みを施策の柱として位置づけ、全町的に見直しを進めてまいります。

このほか、新たな取り組みといたしまして、少子化の要因となる未婚化・晩婚化に対応するため、若者の結婚意識の高揚を図るための事業への支援や、地域の人材を活用した結婚の世話人を養成する取り組みも手始めに行つてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

〔四番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま、町長から前向きの答弁をいただきました。

私が調べました事例ではございますが、千葉県の流山市では、都心から一番近い森のまち、これをコンセプトに掲げ、長寿社会を支えるために子育て世代に選ばれるまちづくりを進めることを目的とし、デュークス、共稼ぎで子育て中の夫婦、このことをデュークスといいます。デュークスとは、この人たちは夫も家事育児に積極的に参加し、育児休業、保育所などの制度、施設を上手に利用する人が多く、知識も豊富な世代の人たちのことをデュークスといいます。このデュークスにターゲットを絞った戦略で、

平成十八年から平成二十二年までの五年間で、定住人口が三十代の働き盛りの子育て世代中心に約一人強、人口増加につながった、こういう結果が発表されておりました。この戦略は、民間企業の手法と同様に、特定の顧客に対し、サービスや商品を提供することが求められ、そこに他者との競争意識が強く働き、集中して人、物、金が投資され、所期の目的を達する、これが企業の戦略でございます。

町長も民間企業の出身者でございます。ひとつその辺の施策をうまく取り入れてターゲットを絞り、三十代の働き盛り、子育て世代が望む条件や環境、制度等を整備し、この三十代のターゲットにアピールすることが必要だと思います。

このような事例を養老町に置きかえてみますと、先ほど町長もお話しされましたように、この四月に新生養老まちづくり構想を養老改元一三〇〇年プロジェクトとして発表され、私はこの新生養老まちづくり構想、中でも特にリーディング事業を着実に推し進めることによって相乗効果を高め、町内各地に有する地域資源、各イベント、各地の祭り、歴史的資源、文化資源、自然資源、健康資源等、各地域の地元の人たちが今以上にこの資源を磨き上げることによって、この地域資源は養老町のブランドになる。そうして、生まれ変わったブランドを行政は養老町内外へ向け、広く広報、テレビやラジオ、ポスター等で、また町民一人一人の口コミ、インターネット等で、町外のより多くの人に伝えることによって、町内各地にすばらしい活力が生まれる。また、観光客や交流人口がふえることになり、養老町のすばらしい自然、歴史、文化がたくさんあることを多くの人に知ってもらうことにより、親孝行のまちとして認知され、養老町を住みたいまちナンバーワン、憧れのまち、こう意識され、評価され、定住者がふえることにな

り、人口減少に歯止めをかけ、人口増加につながると思っています。こういうメンタルな指導をひとつ町はお願いしたい、かように思いますが、いかがでしょうか。

これには、町民の意識が本当に大切だと思います、新生養老まちづくり構想を町民一人一人が理解して、自分のいる地域は何か魅力か、何を磨けばいいのか、また何をアピールすればいいのか、自分だったら何ができるか、こう考えて行動を起こすことが求められます。

町民一人一人のレベルアップに対し、町長として、まず最初に町民に対し何をどのようにお声をかけていただけますか。御答弁をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

転入人口がふえるというのは、地域格差もあるのかというふうにも思いますが、我が養老町にとりましても、近隣大垣、名古屋等、至近距離にあるということ、当然通勤圏にも入るわけでございますし、中部名古屋という大都市を抱えるまちということでございます。

そのために、東海環状自動車道スマートインターチェンジ等のインフラ整備は言うに及ばず、地域の文化、それから伝統等を大切にし、住民が意識を持っていただくという意味で、本年査定に当たりまして、こういった地域文化、それから神事、伝統、そういうものを大切にするまちにすること、そういう活動には重点的に予算を配分するということを決めております。

そういったことで、養老町の魅力を認識していただく、そして新生養老まちづくり構想を確実に進めていくということが大切で

あるというふうに思っているわけでございます。

このためには、議員各位とも住民の皆様方にも十分に御理解をいただくように、丁寧な説明をして、この構想に向けて進んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

〔四番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 私は、養老町の未来に向かって大きな夢を

持つて、例えば十年、十五年後には合併とかではなく単独で人口が五万人となり、養老市をつくりたい。そのためにも、新生養老まちづくり構想を一過性に終わらせないで、現実に実現していただき、活力ある養老町をつくり上げ、他市町からの交流人口をふやし、行く行くは養老町に定住者をふやし、人口増につなげ、養老市をつくり上げる。ここに目標を置いて取り組んでいただきましたが、養老市をつくる、この目標を町長、掲げていただきますこととお約束していただけましたら、ひとつ答弁をいただきたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 夢、目標としてはそういった気概を持って

進んでいきたいというふうに考えております。

お約束ができるとは申せませんが、そうなるように努力することは当然であるというふうに思っております。皆さん方のまたお力もかりながら、そういう夢に向かっていけるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。

〔四番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） では、二つ目の一般質問に入らせていただきます。

町税等の滞納対策についてであります。

私は、ちょうど二年前の平成二十三年の十二月議会において、債権の回収についてを質問させていただきました。

そのとき質問に答える形で、町長は、債権の回収については、税務署、銀行のOBの方を採用し、専従員を三名程度配置し、対応する旨の答弁をされました。その結果、二十四年六月より専従職員を二名採用され、税務課に配属され、業務についておられます。以来、一年半が過ぎましたが、専従職員の仕事の内容と、またその成果はいかがでしょうか。

平成二十二、二十三、二十四年度の決算書によりますと、町民税、固定資産税、法人税、軽自動車税、国民保険税と、介護、後期高齢者の各保険料、また住宅使用料に対する不納欠損額と収入未済額の合計が、二十二年度で約十億五千万円、二十三年で約十億九百万円、二十四年度約九億六千八百万円になっていきます。この二十四年度には、前年に比べて約四千百万円減っています。この数字にはいろいろな要素があるとは思いますが、大局で効果が出ていると理解していいのでしょうか。

私は、この専従職員が、いつのときもパソコンにとらめっこされておられるような姿を見ますが、滞納者宅へ出向くことではないのでしょうか。また、ほかの職員が出向くのでしょうか。滞納者への取り組みは、どのようなルール、基準で取り組みがなされているのかを教えてください。

次に、不納欠損処分ルールの基準はどのようになっていきますか。通常は、生活保護を受けるなど処分を科することができない状態が三年間続く場合、また滞納者の死亡や廃業で未納が確定す

る場合、法定納付期限から五年経過する場合、この三点の場合には、回収不能として決算で損失計上ができますが、この処理をする前の取り組みとしてどのような作業を町ではされているのかを詳しく説明いただきたいと思えます。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の町税の滞納対策についての質問にお答えをさせていただきます。

まず徴収員を採用しての成果ということでございますけれども、平成二十四年六月より二名の徴収嘱託員を委嘱して、納税指導など、主に現年度分の未納者への電話催告、訪問徴収、口座振替納付の推進を行ってまいりました。

平成二十四年度、これは採用が六月からでございますので、平成二十四年六月から平成二十五年三月までの実績、十月までございますが、電話催告件数千五百五十件、訪問件数、先ほどもいつも庁内にいるということでございますが、訪問も行っております。訪問件数が三百三十六件、収納件数が四百十二件、本税、督促手数料及び遅延金を含めまして、町県民税については三百五十七万五千五百円、固定資産税につきましては三百三十四万三千円、軽自動車税十二万二千円、国民健康保険税四百七十八万三百円、合計にして千八百八十二万八千円を徴収しております。

それから、平成二十五年度は四月から十一月までの実績、八カ月でございますが、電話催告件数が九百五十三件、訪問件数が百七十件、収納件数が二百七十六件でございます。徴収しました金額が町県民税で二百六十三万三千五百円、固定資産税で百八十五万三千七百円、軽自動車税で五万八千円、国民健康保険税で百九十五万一千円、合計で六百四十八万九千円を徴収いたしてお

ります。

両年度合計の実績としましては、電話催告件数が二千三百三件、訪問件数が五百六件、収納件数が六百八十八件、金額にいたしまして、町県民税六百二十万九千円、固定資産税五百九万六千七百円、軽自動車税十七万二千八百円、国民健康保険税が六百七十三万一千四百円、合計で一千八百三十九万九千九百円でございます。また、平成二十四年度の現年分の徴収率でございますけれども、対前年比で個人町民税が〇・〇九％増、固定資産税で〇・二％増、軽自動車税で〇・一二％増、国民健康保険税で〇・七六％の増と、わずかではございますけれども、上昇をいたしております。

平成二十四年五月より、納税機会をふやすために、納税者の利便性を図るために、二十四時間いつでもお支払いいただけるということで、コンビニエンスストアでの収納を初めさせていただきました。これは、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の四税でございますけれども、この導入の影響も考えられますので、徴収嘱託員による収納率向上の効果については、一概には申し上げることはできませんけれども、個別訪問等も行っており、これらの幅広い施策のもと、納税について広く周知し、納税意欲の高揚にその効果はあったものと考えております。

これからも事務の効率化を図り、町税等未納分を効率的・効果的に徴収することによりまして収納率を向上させ、新たな滞納者をふやさず、滞納額及び不納欠損額の縮減を図るよう努めてまいります。

次に、滞納者に対する徴収の取り組みでございますけれども、徴収の取り組みにつきましては、まず納付通知書を発行して納期限までに納付されない場合は、二十日以内に督促状を発送し、それでも納入がない場合においては、未納のお知らせを発送してお

ります。

この未納のお知らせにつきましては、前年度までにつきましては二回送付いたしておりましたけれども、平成二十五年度的においては五月、八月、十一月の三回送付いたしました。これは、未納分については全てお知らせするというものでございます。さらに納入がない場合には、財産調査を行い、滞納処分、いわゆる差し押さえを行うということになります。ただ、すぐに差し押さえということではなく、税目ごとに抽出した名簿をもとに差し押さえ予告書を出すこととなります。ここで納付していただけることもございますし、一括納付は難しいということと納税相談をさせていただきます、毎月幾ら納めますという分納誓約書を書いていただいております。何も御連絡がいただけない場合、誠意のない方につきましては、実態調査、金融機関への財産の照会を行い、主に預貯金、生命保険等の滞納処分、いわゆる差し押さえを実施いたしております。

また、今後の収納対策の強化として、本町の行政経営改革プランにおいては、税等負担の公平性、自主財源を確保する観点から、収納率の向上及び滞納額の縮減を図るために、税や料にかかわらず統一した取り扱いができるよう、公金債権徴収の一元化に向けて検討をさせていただいていくとございます。

現在の公金債権の徴収業務では、既に税務課において、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については町税と同様に行っており、全国的に検討されている徴収一元化は既に取り扱われていると思われまます。それ以外の公金債権については、担当課において滞納処分を行うスタッフを配置、または育成することは難しい状況などから、徴収の専門部署を設け、その他の公課等と一体となった公金債権徴収一元化は必要であると考えられ

ます。

今後とも、早目の納付催促、また滞納処分による徴収体制を強化してまいります。

それから、不納欠損処分の基準ということの御質問があったかと思えますけれども、滞納処分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させる不納欠損につきましては、地方税法にのっとり処理をしております。

先ほど三点について、議員のほうからも御指摘がございました。重複してお答えをさせていただきましたが、財産調査のもと、滞納者が無財産、無資力、住所等の不明の場合、滞納処分を停止し、停止事由が改善されず三年間経過した場合には、納付義務が消滅いたします。これは、地方税法第十五条の七第四項の定めでございます。また、滞納処分の執行を停止した場合、徴収できないことが明らかなきは、納付義務を直ちに消滅させることができるということ、これは地方税法第十五条の七第五項に定められております。

また、法定納期限の翌日から起算して五年間徴収権を行使しないと、時効により消滅をいたします。これは、地方税法第十八条でございます。この点につきましては、一時納付、納付誓約書の提出などによって時効の中断を行い、徴収権を継続するように努めております。

厳しい社会情勢の中、個々の事情から納付が困難な場合があり、どうしても諸事情、病气、事業の悪化等を加味しなければならぬこともございますので、御理解を賜りたいと存じます。

税の公平を保ちながら、それぞれの滞納者の方々の生活状況を勘案し、福祉的な観点からの配慮を行いながら、公金債権徴収の一元化などによって、毅然とした態度で徴収の強化に臨まなければ

ばならないと考えておるところでございます。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま町長が答弁をされた内容は、本場に前向きに、一步、前回の答弁より進んでおると思っておりますので、今後期待したいと思います。

平成二十四年度の養老町の公債費が約七億九千三百万円あります。そのうち、利息分は一億二千二十三万円支払っております。この公債費と二十四年の収入未済額がほぼ同額であります。

もしもの話ですが、この未済額が一〇〇％回収できたとしたら公債費は返済できます。すれば、この利息の一億二千万円は大きな経費の節約になります。言いかえれば、収入未済額を少なくする会計処理が大切だと思えますが、収入未済額に対して入金があった場合、現年度分に充当するとの答弁を以前にいただきました。過年度分に充当することのほうが、課税の公平性の観点から正しいのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

先日、十月十七日の日本経済新聞朝刊の五面に掲載されておりました記事でございますが、総務省発表のデータということで、税金に占める回収不能額の割合が全国平均で〇・六一％であります。我が養老町は、平成二十二年度は一・三〇％、二十三年度は一・七六％、二十四年度に至っては二・〇三％であります。二十四年度は、全国平均の三・七七倍も不納欠損処理をしておることになります。

この数字を見ていただき、担当課、税務課の奮起を期待したいところではございますが、時間がありませんので、担当部長のコメントをお願いして、最後に町長にこの数字を聞いて御決断をいただきたい、コメントをいただきたい。よろしくお願いい

たします。

○議長（田中敏弘君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） 今の三田議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

税の公平性を保つということ、納税に誠意のない方には、差し押さえなどの強制的な手段をもとに徴収をする必要もあるでしょうし、一方では民間の債権徴収とは異なり、納税者の生活の維持を前提といたしました納税の意欲を保てるよう、納税者の視点に立った対応が必要と考えます。

そのためにも、滞納者の財産状況、また就労状況、また健康状態などの情報をもとに、徴収が可能か、また分割が可能かなどの検討を十分に行わなければならないと思えます。

納税につきましては一時的なものではなく、継続的な行為であることから、今後のスムーズな納付につなげていくためにも、納税者との接点を重視いたしまして、新人の指導や人材の育成にも努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） この不納欠損、未収額等の問題につきましては、私も最重要課題と位置づけまして、初年度に取りまとめました行政経営改革プランの中にも盛り込んでおるわけでございます。

このほど、ワーキンググループのほうから公金債権徴収一元化に関する報告ということで、中間報告をこの間受けたところでございます。この中にもございますけれども、特に悪質であったり、高額であったりする滞納者については、一定の部署をつくって、そこで徴収を行うと、毅然とした態度で行うというようなことも

求められておるわけでございますので、このことについて毅然として対応をしていきたいというふうに考えております。

また、このグループの中からの報告にはございませんが、一般の債権徴収企業等がございませぬ。滞納の内容を精査した上で、悪質等の滞納者にはそういったところへも協力を仰いで、毅然とした徴収に努めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、この未納額の金額が、おっしゃったように本当に高額であるということについては、町民の皆さん方からさまざまな御意見を頂戴しているわけでございます。この件については、次年度について毅然として取り扱っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔四番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま課長、町長の答弁をいただきましたが、一つまだ答えがいただいていない部分がございますので、あえて言いますが、現年度分に充当するということであれば、五年間の未済額は捨てるということになってしまいますが、そういう施策で今後も進められるということとで理解して結構でしょうか。税務課長、よろしいですか、答弁してください。

○議長（田中敏弘君） 税務課長、自席で答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） その納付の状況、今後の方針とということでございますけれども、現年度分を優先して納付を進めるということでございます。

この考え方につきまして、ちよつと述べさせていただきました。例えば当該年度中に滞納繰り越しと現年が完納されない場合は別といたしまして、年度を超えて完納できない場合、これは滞納繰り越しを優先して納付いたしますと現年が未納となってしまうだ

けでございます。その結果、滞納繰り越しと現年が完納されるまで数年を要する場合には、その間、現年の滞納状況は解消されないということと、現年の収納率は改善がないと。さらに、毎年現年から滞納繰り越しでこの金額が繰り越されるということで、滞納繰り越しの調定額も増額してしまうということでございます。

現年を優先させるということではございますけれども、この滞納繰り越しの調定額が減少してしまい、滞納者には当該年度の督促状の送付がとまって滞納額も減少するというところから、納税の意欲も出るものと私のほうは考えております。長期的な観点から、当然滞納分のほうも滞納処分を行いながら、行っておりますので、翌年度以降の収納率の向上にも向けて取り組んでまいりたいという、そのような考えでおります。よろしくお願いいたします。

○四番（三田正敏君） ありがとうございます。

○議長（田中敏弘君） 以上で、四番 三田正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は十一時からとします。

（午前 十時四十五分 休憩）

（午前十一時 〇〇分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。

税務課長より発言の申し出がありますので、許可をいたします。渡邊税務課長。

○総務部税務課長（渡邊章博君） 先ほどの三田議員さんの最後の答弁の中で、ちよつと一部補足の説明をさせていただきますと思います。

まず一点、差し押さえの過年度分でございますけれども、この配当につきましては、当然過年度分のほうに充当させていただきます

形になると思います。

それから、例えば分納誓約等ございますが、現年度分、また過年度分それぞれの誓約等をいただきまして、現年度分、過年度分、それぞれ充当するというような形になっておりますので、補足の説明とさせていただきますと思います。よろしく願います。

○議長（田中敏弘君） それでは、一般質問を続けます。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので通告に基づき二点で質問をし、町長及び教育長の見解を求めます。最初に、（仮称）養老の郷づくり会社設立構想について伺います。

二〇一二年四月六日、養老改元一三〇〇年プロジェクト新生養老まちづくり事業構想素案が、二〇一三年三月二十八日、養老改元一三〇〇年プロジェクト最終報告として全議員に示されました。全体で八十ページにも及ぶこの企画書は、あれもこれも総花的である印象が否めません。また、企画書実現に必要なとされる財源や予算規模も、何ら示されていません。さらにこれだけの内容・理念が役場内で全職員に共有されているのか極めて疑問です。

そうした中、二〇一三年九月十七日、養老改元一三〇〇年プロジェクト新生養老まちづくり構想を推進するための体制づくり、（仮称）養老の郷づくり会社の設立及び設立に伴う参加者（出資者）の公募についての説明が議員に行われました。

二〇一二年の三月二十八日も、この養老の郷づくり会社の話はありませんでしたが、そのときの出資金らの説明はありませんでした。

内容は、当会社設立のため養老町として一千万円を出資するこ

とに議会の同意を求めるものでした。議会は、さまざまな懸念から同意しませんでした。

そこで、養老改元一三〇〇年プロジェクト新生養老まちづくり構想を推進するための体制づくりの中から、（仮称）養老の郷づくり会社についての町とのかかわりを読ませていただきます。

町では、（仮称）養老の郷づくり会社が設立され、会社の事業が軌道に乗るまでの間は主導的にかかわるが、その後は補佐的な立場へと移行していくなど、民間の活力を尊重していく。なお、（仮称）養老の郷づくり会社の設立に当たり、本町の出資額は、原則会社設立時の全体出資額の二五%以下とし、かつ金額で一千万円以下とするというものでございました。

そこで、次の点でお尋ねをいたします。

一、町が出資・設立してから事業化を検討するのは、順序が逆ではないでしょうか。事業が検討の段階で会社である必要はないと考えるものです。

二、新会社は、事実上の第三セクターと考えますが、三セクは、いわゆる民のこうかつと官の無責任とやゆされるように、各地で壮大な失敗例が多く見られます。失敗の事例研究に取り組みられたのでしょうか。

三、町の出資上限二五%、出資金一千万円以内の法的根拠について伺います。

四、新会社への出資応募条件から、首長を初めとする町幹部や町議の関連会社は外すべきであり、同様、退職した職員や議職町議の雇用禁止ルールが必要と考えます。

五、最後に、新会社の利益を得るため町からの業務委託費の名目で、際限なき税金などの投入に道を開く可能性を危惧します。特にこの新会社は、マネジメント部門と事業推進部門の二つの柱

があり、前者のマネジメント部門には、その危惧が大きいと思われ
れます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、少し長くなるかもしれませんが、もう少し詳しく会社等の内容も含めてお答えをさせていただきたいと思いで、よろしくお願いいたします。

皆様御存じのように、養老町では西暦二〇一七年（平成二十九年）に養老改元から一三〇〇年という記念すべき年を迎えます。町では、この改元一三〇〇年という節目を養老町がさらに発展・飛躍する契機と捉え、現在ふるさとの貴重な歴史や文化、自然などの地域資源を有効に活用し、百年後を見据えた新しい夢あるまちづくり養老改元一三〇〇年プロジェクトを進めるため、ことし三月、このプロジェクトの基本的な方向性や、実施すべき取り組みや、その推進を図るための組織づくりなどについて取りまとめた新生養老まちづくり構想を、県議会議員、それから四名の町議会議員、町内各種団体、民間企業、公募委員や多くの県関係者等の皆さんとともに策定をいたしました。

そして、この構想の第六章 構想の推進に向けての中では、構想を推進するための体制づくりとして、養老の郷づくりに向けては、地域をマネジメントしながら実践的・専門的に取り組むことができる組織として株式会社などの法人を立ち上げ、各種団体をコーディネート等しながら各種事業を推進し、事業の経営管理をしていくことの必要性を提案しております。

このことを受け、町では平成二十五年九月十七日の養老町議会全員協議会において、（仮称）養老の郷づくり会社の設立及び参

加者（出資者）の公募等に関しまして、設立の趣旨や選定方法、会社の概要など、その案について御説明をさせていただきます、議員各位の御意見を頂戴したところでございます。

そして、現在も、本構想を推進するための体制に関しては、基本的には議員各位に御説明申し上げた組織形態が最もふさわしいと考えております。しかし、その進め方や内容については、議員各位の御理解や応援が頂戴できるように、現在、詳細に検討をしているところでございますので、これをまずお伝えさせていただきます。

さて、御質問の事業化検討の順位であります。従来はまちづくりにおきましては、町において事業方針や内容等の検討を行い、各種施策・事業等の推進を図ってまいりました。しかし、今回会社を設立し、実施しようとする郷づくりの各種事業は、これまで町が直轄で行ってきた事業とは種類が異なり、養老の郷エリア全体が統一された、調和された考え方やデザインのもと、事業を迅速かつ確実に実施することが求められております。また、今までのような先送り主義では、時間のみが経過していき、地域活性化事業が停滞し、手おくれとなることが危惧されます。

このようなことを踏まえ、町では、郷づくりの推進には民間企業の持つ知恵やスピード、資金を活用することが必要であり、事業運営を牽引するリーダーの存在が不可欠であると考えました。

また、このまちづくり構想を具現化するには、行政と町民との協働をテーマにした取り組みを行うことが記載されております。この郷づくりにおいても、民間活力の導入など、行政と民間等が連携・共催して相互の信頼関係のもと、お互いに補完・協力しながら、地域活性化に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

このため、町では、本構想に掲げる養老の郷づくりの実現に向け、町民や各種団体、民間等の中から従来の発想にとらわれないすぐれた提案や出資を募り、郷づくりの各種事業を実施する、その具体的な推進組織の姿として、町も民間と同一組織内で一緒になって意思決定を行い、多くの事業を進める第三セクターの組織体である（仮称）養老の郷づくり株式会社を設立することが最善の策ではないかという結論に達しました。

このことから、町では、新しい会社への参加者（出資者）を広く公募し、参加希望者に新生養老まちづくり構想に基づく事業の提案を求め、養老の郷づくり会社参加者選定評価委員会でも過去の実績、提案の実現性等について総合的に比較検討し、郷づくりの推進にふさわしい参加者を選定いたします。その後、町と参加者（出資予定者）で組織する会社準備委員会等で事業計画書や定款を取りまとめ、事業構成や組織構成、財務構成などを決定し、出資金の支払いとともに会社を設立するというものでございます。

なお、新しい会社を設立するに当たっては、最初にこの組織を中心に実施していこうとする事業が、限られた時間、費用、人材による持続的な事業として成立するのか、その実行可能性の検証を行い、町民の合意形成を得ることが必要でございます。

（仮称）養老の郷づくり会社における初期段階、会社設立後のおおむね六カ月でございますが、この会社で実施していこうとする事業の実行可能性、採算性、効率性の検証を行うほか、実施すべき事業の提案や検討、それから順位づけ等を行います。そして、この事業化の検討と並行し、行政や町民各種団体、企業等と連携しながら、新会社として想定される各種事業の早期実現に取り組み、さまざまなネットワークを駆使して、経済合理性に基づいたまちづくりを進めてまいります。

このように、まず会社を立ち上げ、事業化を検討するというのは、行政にとつて費用負担が少なく、有限責任、いわゆる出資相当分で足りるわけであります。そして、スピードを持ちながら民間のアイデアや資金が活用できるという点から、総合的に判断しても、一番望ましい事業形態であると考えております。

しかし、今回御指摘のありました事業化検討の時期につきましては、会社設立の前段階である会社設立準備会等において、町を含めた参加者全員で事業の実行可能性、採算性などの協議・検討を行うという選択肢もあると考えますので、そのことも含めて、最初に申し上げましたように、現在詳細について検討を行っておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

二番目の三セク失敗例等の研究をしたかということでございますけれども、近年は、これまでの行政主導により提供してきた公共サービスの領域を有効性や効率性の観点から見直すために、PPPという事業方式が広く使われます。このPPPと申しますのは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略で、官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい民間活力活用手法でございます。具体的には、民間委託、指定管理者制度、民設公営、PFI、それから民設民営、これが第三セクターなどございますけれども、民営化などの事業手法や地域協働、官民連携手法の総称であり、行政の関与度が小さいほど民間の資源や経営、技術的能力の活用がより可能な実施手法となります。

今回、計画している郷づくりの各種事業には、社会的便益が広く地域にもたらされる事業や、民間資本を中心とする事業でありますけれども、地域振興の観点から、地方公共団体が資本参加する必要があると認められる事業が多く、先ほども申し上げましたが、限られた時間、資金、人材での対応は、行政がかかわるもの

の、民間が各種事業を展開していくという第三セクター方式が一番効果的であると考えました。

特に、地域振興策を実現するには、信頼性のある行政がかかわって、公共性、公益性のある事業を行いつつ、民間として収益性、迅速性、効率性などを持って進めていくことが肝要であると考えております。

さて、議員の質問についてでございますけれども、これまで各地で運営されてきました第三セクター方式における一般的なメリット・デメリットについては、当然でございますけれども、十分に承知しているところでございます。

この第三セクター方式は、行政の公共的な観点と民間の経営感覚の融合及び事業資金の効率的な分担調達により、公共事業を効果的に遂行することを目的とするこの方式を活用するものでございますが、これまでの失敗例は、行政側の介入が過剰なために経営の自主性が低下したり、経営の責任体制が不明確なことから事業遂行能力が低下するなど、第三セクター本来の強みが十分に発揮されていないケースが多いと言われております。具体的には、第三セクターが責任を追及されず、リスク分担が曖昧であることや、放漫経営の放置、損失補填、補助金、無利子融資等の公的補償への過度の依存、自治体とのなれ合いによる運営、外部監査体制の弱い組織形態などが上げられます。

今回、第三セクター方式を採用するに当たっては、地域特性や第三セクター方式のメリットを最大限に生かしていくとともに、組織として参加者（出資者）全員が責任を持ってデメリットを改善し、新しい会社を運営していくものとします。

なお、補足となりますけれども、この第三セクター方式の採用を検討するに当たり、岐阜県と連携し、各地のまちづくり支援を

されておられます岐阜大学工学部社会基盤工学科の高木朗義教授から次のようなコメントをいただいております。

新生養老まちづくり構想を推進するための体制として、現在の町役場の仕組みではできないことを法人としてやることができる。行政と民間企業と住民が連携して、新しい事業が実施できる。運営主体が、経営という民間のノウハウを生かした事業展開ができる。運営主体がみずからリスクをとることで、最善の努力をしながら事業を展開できる。以上の要件を満たす町が出資可能な法人であれば、どんな法人格でも構わないと。行政が出資して民間のノウハウを使って運営できるものであれば、株式会社でも財団でも財団でも構いませんというアドバイスをいただいております。

それから三番目の、上限二五%、出資金一千万円以内の法的根拠ということでございますが、平成二十年六月三十日に、総務省より通達された第三セクター等の改革についてのガイドラインの対象となる第三セクターとは、地方公共団体が二五%以上を出資、または出損している法人のことを指すものであります。

今回、町で設立を予定している新会社は、民間企業等が主として出資（民間七五%以上、町二五%未満）で設立するもので、行政は関与はしますが、民間の活力、知恵、スピード、資金等を活用し、各種事業を展開する方式を採用したいと考えております。

そこで、町の出資割合などは、組織を牽引するリーダー、出資者の目指す会社運営に自由度があり、経営権に影響を与えない、できる限り少ない出資比率といたしました。

今回の会社参加者募集実施要領（案）では、町の出資比率を二五%未満としました。また、町の考えに賛同する人（出資者）の理解を得て、会社で実施する事業は、本町のまちづくりに資する公益性の高い事業であること、町を目指す方向性から逸脱しない

ことを新会社の定款などへ明確に位置づけしてまいる所存でございます。

なお、第三セクターへの出資比率が二五%未満の場合は、地方自治法第九十九条第七項及び地方自治法施行令第四十条の七第一項の規定によりまして、監査委員による外郭団体の監査対象には該当しない法人となり、議会への報告義務はございませんが、会社の運営、経営状況を明確にするため、定期的に町議会等へ報告するように考えております。

また、町の出資額一千万円という金額につきましては、会社設立時の民間等からの出資総額が三千万円を超過した場合の上限出資額であることを申し上げておきます。

そして、町の出資金のうち半額は、新生養老まちづくり構想の実現のための寄附金行為を通じて応援いただきました、養老改元一三〇〇年事業基金からの繰り入れを予定しているところでございます。

四番目の、首長を初めとする町幹部、町議会関連の役員等の問題でございますけれども、先般の町議会全員協議会時に提出、説明させていただいた新会社参加者（出資者）募集要項（案）では、応募者の失格事項として、市町村税や法人税、消費税及び地方消費税の滞納者、暴力団や反社会的団体及びこれらの構成員等を記載いたしました。

御指摘の点につきましては、町幹部本人等は地方公務員法により兼業は禁止されておりますけれども、議員の関連会社については法的な問題はありませんけれども、この資格要件については再度検討してまいりたいと思えます。

なお、参加者の選定に関しましては、新生養老まちづくり構想等に十分理解のある学識経験者等で組織する（仮称）養老郷づく

り会社参加者選定評価委員会において、公益性・社会性、事業性・採算性、持続性・安定性、出資予定額、提案者の信用・実績等を評価項目に書類審査やヒアリングを実施し、厳正に審査する予定でございます。

さらに、新会社での雇用につきましては、新会社が会社の経営方針等に基づいて、主体的に有能な社員を雇用することになると考えております。その折には、町から社員の採用については、議員御指摘の関係者等を優先するような発言や行為は一切行おうとは考えておりませんし、行いませんので、御理解をお願いいたします。

五番目の、際限なき税金投入ということでございます、設立する新会社の業務内容には、施設管理、物販・飲食、観光、交流、健康・福祉、各種サポート、広報・PR、営業事業など、新生養老まちづくり構想に基づく各種事業が想定されております。しかし、新会社の設立に当たって初期段階、おおむね六カ月ほどでは、この会社で実施していこうとする事業の実行可能性や採算性の検証、事業の提供や検討、順位づけなどを行うほか、民間の知恵、ノウハウ等を生かし、前述した事業以外の展開も考えられます。

町でも、本構想に掲げる施策、事業の具現化を図るため、新会社の経営についてはサポートしてまいります。際限のない税金の投入という事態は決してございません。経営への監視とチェック体制の強化に努めるとともに、参加者（出資者）の理解を得て、新会社の定款の中に町の責任範囲等を明文化してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、養老改元一三〇〇年プロジェクト新生養老まちづくり構想を実現するための手段でありますので、議

員各位の皆様におかれましては、本趣旨に御理解を賜るとともに、二〇一七年に向けた新しいまちづくりがより一層推進、実現され、本町の地域活性化や交流人口の拡大につながるよう、お力添えを賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、再質問をお願いいたします。今回のこの会社ですね。庁舎内でどれだけ時間を議論してきたのか。また各部各課のどの職員までこの構想が共有され、議会に説明されているのかお尋ねします。

また、町が一千万円もの町民の血税を出資するならば、収益のメーンは現時点で何なのかと町長自身お考えなのでしょうか。

次いで、大垣市には、平成二十年八月八日設立で大垣まちづくり株式会社が発立されていることは御承知のことと思えます。出資者は、大垣商工会議所、大垣市商連、大垣市内企業七社、大垣市の出資金は五株で二十五万円のみです。ちなみに、資本金は百株五百万円です。養老の郷づくり会社の資本金額は幾らだとお考えなのでしょうか。

次いで、大垣市は組織体制を市内に住所がある民間企業としていますが、当町は全国から応募するとしています。参加者選定評価委員会が全てを掌握し、適正な判断ができるとお考えでしょうか。大垣市は、事務局を大垣商工会議所にしてはいますが、養老町はどうお考えなのでしょうか。

最後に、当会社の設立スケジュール案では、出資者募集の公告を平成二十五年十月一日とし、十二月、今月は会社設立準備会とし、平成二十六年の二月からは当会社の活動が始まると計画して

います。九月十七日の説明から三カ月が経過し、私自身はこの構想が断念されたと考えておりましたが、今ほどの答弁では、議会に理解していただけるように、応援をしていただけるような詳細を検討しているということでしたけれども、この三カ月の中で、まだ現時点でその詳細を答弁の中に織り込めなかったことの原因についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

庁舎内でどれだけ共有をされているか、また時間を費やして協議をしたかということだというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議会に提案をさせていただきましたから、いわゆるメリット・デメリット等の検証等、当然行うわけでございますし、それからその事業内容等についても詳しく精査しているところでございます。

そういう中で、時間的にとおっしゃられてもちよつとあれですが、会議として開いているわけではございません。各担当部署それぞれに関係します。商工ですと観光PR等でございますし、また建設課では各種のインフラ等の整備についても検討するわけでございます。そういった意味で、時間的なものというのははっきりと申せませんが、ただこの会社設立が、当初二十六年の二月ごろから運営できればという検討の中で、現在、議会の御理解を得られていないという段階においてできませんので、かなりの時間を費やして進めていると。新生養老まちづくり構想とあわせてのことでございますので、時間的なものというのははっきりとは申せませんが、相当数の時間を割いているというふうにお答えをさせていただきます。

それから、この一千万円の出資ということですが、これは二五%未満、上限に達するまでということになりますので、一千万円と限定をしたわけではございません。この一千万円にたどり着くには、会社の設立金額が四千万ということになるわけですが、収入額というものはやはり養老町をこれからPRするための観光経費等に使われますし、また新商品の開発、それから各種の町の委託業務等によって当面は賄われるというふうに思います。

それから、大垣の郷づくり会社は二十五万ということですが、個人的に申しますと、この養老の郷づくり会社、資本金、大体最低で三千万円ほど私どもは予定しているところですが、三千万円ほどありますと、大体半年程度の無収であっても行われるということと、次に対する投資も可能なのかなというふうな金額がこの程度かなというふうに考えております。

それから、参加者を町内に限るということですが、やはり強烈なリーダーというものが必要になってまいります。やはり全国規模で公募することによってこの会社の意義を明白にし、それに基つき参加していただける、そういった企業をということでございますので、町内に限らず広く全国から公募をしたいというふうに考えております。

それから、会社の住所でございますが、今から想定することはできず、新会社そのものが参加者等で協議の上、決まってくるというふうに考えております。

それから、この会社の設立時期につきましては、議会の皆さん方に御提示をさせていただいて、御理解を得た上で進めていきたいということでございます。今まとめておるところではございますが、本議会に間に合わなかったということ、一月には何とか

全協の中で御提示を申し上げ、再度説明を申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 最後の質問に入る前に、再質問でお尋ねした一点、今度の（仮称）養老の郷づくり会社は、各部各課係長以上までこの構想が共有されているのか。どの程度の職員まで、すぐにでも答えられるようなところにあるのか、その点を一つ最後の質問で答弁をいただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

第三セクターの連帯債務保証、最高裁が自治体首長に対して支払い判決というふうなことがネット上に載っております。

これは、第三セクターを否定する立場ではないということ、総務省経済産業課 深澤英司さんの論文から開いたもの（すけれども、長崎県の旧美津島町（二〇〇四年三月、六町が合併して対馬市）、初代の市長の松村良幸さんですけれども、海産物の加工販売でまちおこしのため、昭和六十年七月に株式会社対馬産産開発を、資本金九千九百九十九万円の第三セクター方式で行いました。しかし、二十三年たち、販売不振に陥って、四期連続赤字となり、二〇〇八年の六月三十日に約五億四千二百万円で自己破産をいたしました。

この債権に対しては、会社の社長が自治体の首長ということの充て職が多いわけですが、これまではその自治体に赤字分が請求されましたが、この判決では、その松村良幸氏個人に支払を命ずる判決が確定したということで、瀕死の状態の第三セクターを多く抱える自治体首長に大きな衝撃を与えるものとなったというものであります。

第三セクターに対する自治体及び自治体首長の連帯保証人について、判例が確定したことになる。連帯保証の法制度から当然の判例であるが、これまで自治体により首長の連帯保証につき、自治体負担としてきた債務について警鐘を鳴らすものとなった。バブル時代以降、市町村が第三セクター方式でいろいろな事業会社を設立してきた。これまでに多くの第三セクターが破綻もしてきた。当該の第三セクターが借り入れを起こす場合、時の首長が連帯保証するケースが多々ある。しかし、判決は、たまたま時の首長であっても、連帯保証した以上、当該の債権者は連帯保証した首長（個人）に対して債務の履行を求めたこととしたものであるということでした。

今回の（仮称）養老の郷づくり会社は、大橋町長が社長になられるということではないとは思いますが、例えば連帯保証の場合、町長御自身の中にも養老町長ではなく、大橋孝としての経営に対するそういうことが起きてくるわけですが、その分、十分な覚悟はあるのか。また、今回設立される（仮称）養老の郷づくり会社の社長御自身がそういうふうなことになるか、町としてどこまでこういう判例に学び、会社の社長にお伝えするのか、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

さらに、平成二十一年の総務省の調査では、第三セクターなどは全国で約八千七百法人が存在する、役職員の二三％は自治体からの出向者と自治体退職者が構成する。これらの法人のうち約四割弱が赤字を計上しており、そのうち五・五％が債務過剰に陥っている。自治体からの支援などにより、赤字が少な目に計上されている場合が多いので、実態はさらに悪いものと思われる。業種的には運輸、道路、観光、地域開発が赤字を計上しやすい。

第三セクターが予定どおりに資金を返済できなくなると、金融

機関などに生じた損失の一部を出資者である地方自治体が補填することを余儀なくされるケースも少なくない。そうした地方自治体の対応は、最終的には納税者である地域住民の負担増へとつながる公算が大きい。この論文がありますが、これに対して町長御自身の見解と先ほどの前の質問、また新たな質問についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの二点についての御質問にお答えを申し上げます。

この新生養老まちづくり構想を進める上において、各課でそれぞれ共有するために、各事業をそれぞれの課に割り振っているわけでございます。例えば養老周辺の整備等については商工観光課であったり、建設課であったり、さまざまな企画政策課はもちろんでございますけれども、そういったところがこのまちづくり構想の一部を担うということでございます。

そういった中におきまして、この構想を推進するための施設ということ、株式会社の関与がどの程度できるのかということを検討するようにということでございますから、各課は共有をしているというふうにご考えているところでございます。

それから、先ほど申されました膨大な赤字を抱える第三セクターというのがあることはもちろん承知をいたしておるところでございます。先ほども説明の中で申しましたように、町の出資額は二五％未満、一千万という上限を設けておること、町の出資額は、株式会社は、もともとその資金の資本の中で運営をされていくものだということでございます。

第三セクターの失敗例等の研究ということでございますけれども、いわゆる失敗をし、膨大な赤字を抱えた第三セクターという

のは、やはり公益性や公共性の名のもとに事業の収益を上げるという、そういった幻想を描いてつくられた会社だというふうに考えております。例えば事業収益がなくても、公益性、公共性の観点から正当化し、この事業を行っていくところと、公共性のない税金を投入してきたということであろうというふうに思います。今回設立しようとする会社は、厳密に民間の株式会社というふうに捉えていただきたいと思えます。ですから、出資を超えての保証というものは無いというふうに思います。

当然のことながら、私が関与するということもございません。先ほど申しましたように、全国から本当に強烈なリーダーを募集し、運営を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 問山総務部長、答弁。

○総務部長兼企画政策課長（問山孝通君） それでは、補足ということで、水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

庁舎内での職員への周知という御質問があったら、その当時課長会議と言っておりましたが、課長会議から始まりまして部課長会議、それからこの構想を策定している段階におきましては、担当部署と協議、ヒアリングをしながら、この構想の原案を皆様に御提示をしながら、そこでまた御意見を頂戴しながら新生養老まちづくり構想の原案をつくり、またそこで議員の皆様から御意見をいただき、そして最終的なこの構想のまとめというような形で進んでまいりました。

また、現在この構想をもとに推進しているわけですが、先ほど町長から御答弁させていただきましたように、それぞれの事業を、担当課を決めて進行管理を現在しております。ですから、

現在でも、教育委員会から町長部局含めまして全ての課がかかわり合いを持ちながらこの新生養老まちづくり構想の実現のために努力しているということだけ申し添えたいと思えます。

それから、この第三セクター的株式会社に対して御心配のことにつきまして御質問いただいたわけですが、先ほど町長からの答弁と同じように有限責任を基本に考えております。そして、先ほどもお話がありましたように、この会社では民間企業の活力だとか、知恵、資金も含めてでございますけれども、それを優先するというのが前提でございます。ですから、先ほど町の関与がわずかな関与でおさめていきたいというのは、その会社に信用度を持たせるといふようなことが主たる役割になるのではないかなというふうに思っております。

当然、この会社が最初設立いたしましたして、もう少し出資額をふやしていきたいと言われるようなことがあっても、基本的には町がこれ以上の出資はしない。また、側面から支えるということもあっても、出資はしないというのが基本的な町長の考えだということに我々は考えております。

ですから、この会社がある程度軌道に乗りまして、社会からも認められるような会社になれば、増資というようになることも考えられると思えます。そのときは、当然でございますけれども、一般の町民の皆様も含めて増資というようになるのではないかなと思えます。そのときは、例えば一口一万円からとかいうような小さな金額から増資をお願いして、町民ごぞつてこの会社を育てていくということになっていくのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほど質問の中で、大部分の赤字会社の二

三%が出向者だというようなお話がございました。

本会社における役員等は、新会社が当然組織するものだというふうに思っておりますけれども、一部、町の公共の仕事をとり行うという面において、町の職員の派遣ということは当然あるかもしれないけれども、一般に言われるような天下りであったり、そういった行政の力が強大になるような、また行政に頼り切るような民間企業にはしたくないというふうに考えております。やはり公的な部門と民間部門がお互いに認識し合ひまして、その違いを理解した上において、本会社はこの養老町の将来のために設立した会社であるという高い志を持った会社になっていっていただければというふうに考えております。そうしたことが実現されれば、真の意味での民と官とのパートナーシップというこの成功例になるというふうに確信をしております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） なかなかあれですけども、新生養老まちづくり構想ではなく、私は（仮称）養老の郷の会社が職員にどこまで共有されているかをお尋ねしたかったわけですが、随分時間を費やしました。

地方自治体の本旨に基づき、派手さにこだわらず、町民生活の安定・向上と養老町の持続可能性という二つの基準に照らして、この問題を再考していただきたいということを申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

二点目は、留守家庭児童教室、いわゆる学童保育について伺います。

二〇一二年八月に子ども・子育て支援法が設立し、国は早ければ二〇一五年四月の施行を目指しております。

新制度は、市町村が直接責任を負わない多種多様な保育事業である特定地域型保育を、共働き家庭の増加やライフスタイルの変化など、その多様化に柔軟な対応ができるようにするとしました。そうした中で、法第五十九条は、市町村の地域子ども・子育て支援事業を十三項目上げ、五年を一期とする支援事業計画を義務づけました。

十三事業の中の学童保育にも大きな変化があります。学童保育は、児童福祉法では放課後児童健全育成事業と記され、国は放課後児童クラブと称しています。現行、児童福祉法は、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働などにより昼間家庭にいない者と、学童保育の対象をおおむね十歳未満、小学校三年生までとされていますが、改正児童福祉法は、おおむね十歳未満を削除し、小学校に就学している児童を対象としました。国は、対象年齢については市町村の裁量で対象学年を変更できるものではなく、小学校六年生までを対象に、地域ニーズを把握し、事業を実施するものとしています。

そこで伺います。

一、養老町ではのぞみ教室として親しまれている学童保育の年齢引き上げの検討に関する見解です。

二点目は、新制度は大規模教室の解消や人材確保のため、公有財産の貸し付けなどで待遇改善を図ることを求めています。町の見解です。

三点目は、近隣では子育て日本一を目指す大垣市や、また関ヶ原町、大野町で保護者の所得による階層を設定し、学童保育料を設定していますが、養老町は生保世帯の免除、準ずる世帯の半免除以外は一律設定です。変更に関する見解を求めるものです。

○議長（田中敏弘君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 水谷議員の質問に答えさせていただきます。

この子ども・子育て支援新制度は、御存じのとおり平成二十四年八月に制定された子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連三法に基づく制度のことをいいます。

この制度は、早ければ平成二十七年年度をめどに、新制度による支援が本格的にスタートする予定です。したがって、この問題につきましても、大橋町長の提案にあります、町民が主体的に子育てにかかわっていくという自治町民会議の考え方も踏まえながら、養老町子ども・子育て支援会議を中心に検討し、二十七年年度までに結論を出していきたいと考えております。

まず第一の、対象学年を小学校六年生まで引き上げることについてですが、学童保育の現状と法の解釈を踏まえた上での現時点での考えを述べさせていただきます。

まず、学童保育の現状ですけれども、第一は支援員の確保が非常に難しくなっているということです。四年生以上、特に高学年の児童の指導ともなりますと、保育士や教員免許を持った指導員がどうしても必要となるかと思えます。養老町の学童保育の指導員で、保育士や教員免許等の免許を所持している割合は二、三％です。県内の学童保育指導員の平均は七、二％と比較しますと、町内の免許所持率が極端に少ない状況にあるということがわかっていただけていると思います。

さらに、新聞報道にもありましたように、学童保育の質の向上を図るために、運営基準が厳しくなり、各教室に一、二名の保育士や教員免許等の免許保有者の配置が義務づけられようとしている

ます。これがこの新聞の記事です。つい最近、十二月十二日に出されております。また、幼稚園教諭、小・中学校の教諭の免許の所持に関していえば、教員免許法の改正によって免許更新制が実施され、これまで終生所持されていたものが、五十五歳で更新されず、免許失効される方も出てきております。このことによつて、なお一層、免許所持される方の指導員としての確保が難しくなつてきていると思っております。

その対策といたしましては、勤務条件の改善等が考えられるのではないかと思っておりますけれども、今後の検討課題であると思つています。

第二は、学童保育のための教室の確保も難しくなつてきているということですが、

入級希望者は、年々増加しております。そのため、開設に必要な教室が増加して、学校で実施するにはこれ以上の教室の確保は難しい状況にあるというふうに思っております。対象学年を引き上げる場合は、地区の公民館とか集会所を活用するなどの対策が必要かと考えています。

次に、今お話ししました、改正された児童福祉法の解釈についてですが、今回の放課後児童健全育成事業の改正によりおむね十歳未満の児童が小学生、すなわち六年生までに引き上げられました。このことは、あくまで対象範囲を示すものであつて、必ずしも六年生まで受け入れなければならないということではありません。

また、このことに関する質問は、過去平成十九年六月議会、平成二十年三月議会、平成二十二年の九月議会にも上程されており、子供の自立を促す観点から、三年生以下の児童の入級が望ましいと回答され、現在は三年生以下の児童での開設となっております。

しかしながら、現在の子供は、成長がこれまでの子供と比べて遅くなってきているというふうなことも言われております。これらのことを十分踏まえた結果、支援員の確保とか教室の確保の問題もありますが、四年生までの引き上げも視野に入れて、養老町子ども・子育て会議で前向きに検討していきたいと思っております。二つ目の、大規模教室の改修や人材確保のことについてお答えいたします。

現在、町内には養老小学校で四十七名で二クラス、笠郷小学校で四十六名を二クラスで開設しています。全ての教室が二十四名以下であり、小学校では大規模教室というのは存在していません。ただし、幼稚園では養老幼稚園が三十名で実施しております。今後、四年生以上の入級が必要と判断された場合は、先ほども述べましたが、地区の公民館とか集会所とかを活用するなどといった方向も検討していかなければならないというふうな思っております。

三番目の、学童保育料の段階的料金への変更についてお答えします。

現在、学童保育料は、一律月七千円の保育料で実施しております。所得に応じた段階的料金制を実施している自治体は、今お話にありました。西濃管内では三自治体です。法律が利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本的な考え方にしていることや、保育園の保育料が段階的料金制になっていることを踏まえて、学童保育料についても段階的料金制への変更も視野に入れ、検討していく必要があるのではないかと考えております。

この問題に関しても、国の予算執行を含む今後の状況を踏まえ、養老町子ども・子育て会議で検討し、二十七年度までに結論を出していきたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を用意をしておりますけれども、並河教育長が過去の議事録を勉強されて答弁に生かされたので、少し割愛しますけれども、ことし四月から十一月までの学童保育料も、人件費の差額は一千三百二十八万二千七百七十三円、いわゆるこの金額を一般財源から充当し、この施策を支えているのも現実でございます。

しかし、安心して豊かな放課後を保障するというこの施策は、子育て支援の一環として、より充実が求められてきているわけです。先ほど応能負担を検討するということもございましたので、やはり私は応能負担がなじむのではないかとというふうな考えております。

いずれにいたしましても、子供たちが学校で一日あった思いをいっぱい抱えて、ただいまと帰っていくのが学童保育所でございます。いろいろな養老町独自の課題はあるにしても、より充実によう求めて、質問を終わらせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、あす十二月二十日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでございました。

(散会時間 午後〇時〇二分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年十二月十九日

議長 田中敏弘

議員 早崎百合子

議員 野村永一